

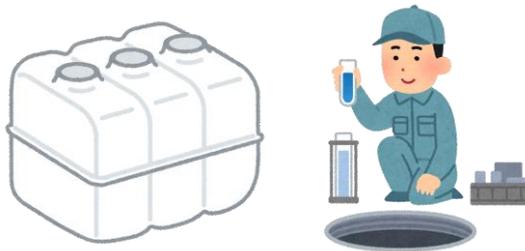
## 中央クリーンセンター（し尿処理施設）からのお願い

中央クリーンセンターへ搬入される浄化槽汚泥の中には、多量に油分を含んだ汚泥や長期間浄化槽の清掃を実施しなかったために腐敗してしまった汚泥などがあります。

このような汚泥が中央クリーンセンターに搬入されると、し尿処理に悪影響を及ぼし、施設の稼働を停止しなくてはならない状況となります。

皆様には次のことについて、ご協力をお願いします。

- トイレの中には、トイレットペーパー以外のものを捨てないでください。  
（紙おむつ、下着、ビニール、たばこの吸い殻、油など）
- 食用油の排油は、排水パイプが詰まる原因になるだけでなく、浄化槽の微生物による分解も妨げるものです。  
お皿やフライパンについた少量の油なら問題ありませんが、排油を大量に流すことは絶対にしないでください。
- 浄化槽は適切な維持管理が必要です。定期的な浄化槽の清掃に努めてください。
- 飲食店・グループホーム等から排出される「グリストラップ」の汚泥は、産業廃棄物です。  
し尿汲み取り業者（一般廃棄物収集許可業者）による収集処分は違法となりますので、グリストラップの収集処分は産業廃棄物収集許可業者に依頼するようお願いいたします。



中央クリーンセンター  
電話 0173-36-3601

## 西部クリーンセンター（ごみ処理施設）からのお願い

西部クリーンセンターに自己搬入される置は、「完全予約制」です。事前に電話予約をお願いします。

- 予約時に必要な事項  
①住所 ②名前 ③電話番号 ④置の枚数 ⑤廃棄する理由
- 建設業者が、新築・改築・除去などを行った際に生じる廃棄物は産業廃棄物です。  
西部クリーンセンターには搬入できませんのでご注意ください。



西部クリーンセンター  
電話 0173-46-2141